

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

投票の手続について

特例郵便等投票をするために投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた方は、次の手順により投票用紙等を返送してください。

- ①一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。
また、できる限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。
※投票用紙、内封筒、外封筒が同じ色であることを確認してください。



- ③外封筒の表面に記載した年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。

令和 年 月 日 執行 選挙
郵便等による不在者投票

外封筒

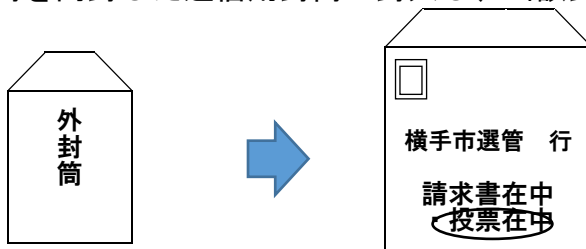
記載した年月日および
記載した場所（住所）を記載する

自分の名前を署名する

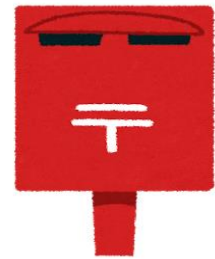
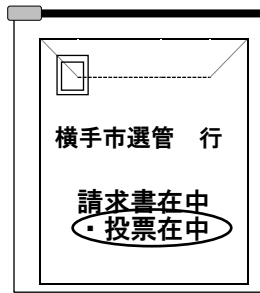
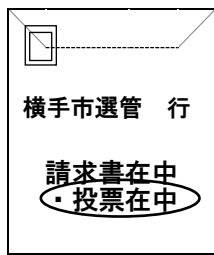
※左の封筒は衆議院議員総選挙の例です。

市町村名	
投票区名	
氏名	
選挙人名簿番号	

- ④外封筒を同封した返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



- ⑤返信用封筒を同封したファスナー付きの透明のケースに封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。
※日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。



- ⑥その上で、宿泊療養されている方は宿泊療養施設の職員に、自宅療養されている方は同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。
※施設職員や同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください。
※同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスクマスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。